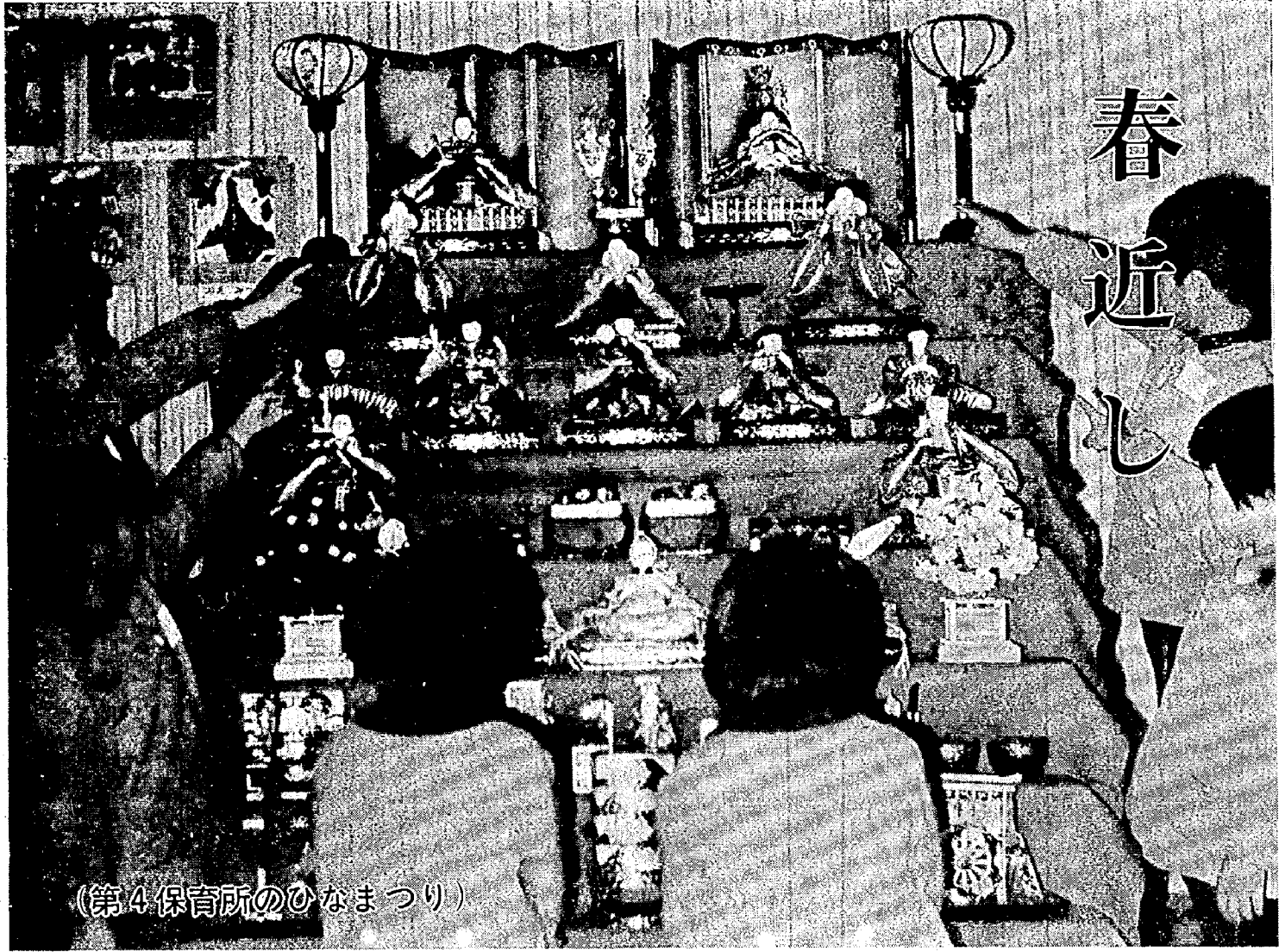


広報かめだ

町の人口	
人口	22,034人
男	10,667人
女	11,367人
世帯数	4,628
44.2.1 現在	

3 月
毎月1回1日発行
NO. 5

■発行所 亀田町役場 ■編集責任者 松原元一



春
近
し

(第4保育所のひなまつり)

新年度予算

編成期を迎えて

昭和三十八年以来の豪雪に見まわれた今年の冬は、予想以上にきびしく三月の声を聞いても雪は降っては消え、消えては降り、天候はまだまだ春遠しの感がいたしますが、三月三日の「おひなまつり」を迎えますと、日一日と暖かさを感じさせ、春はかけ足でやって来ている。

町でもこの三月は、新年度予算案編成作業も終り、この予算案を議会に審議を願う時期であります。各地方自治体では新年度予算案編成期にあたりますと、財政硬直化のきびしさが感じさせられます。

年々苦しくなる財政で町が行なう事業に大きなブレーキとなつていきます。ご承知のとおり予算編成の背景となります自己財源(皆さんの納入される税金)

は多くの増収は見込まれず、地方交付税、国、県の補助金、起債(借入金)に対する依存度が強くなつてきました。

町の昭和四十四年度予算案の内容を見ますと、歳入予算案総額四億二千三百万円程度の内、地方交付税は一億三千四百万円、国、県からの補助金等で六千万円

地方債が二千六十万円で、いわゆる自己財源以外の財源が予算案総額に対し四五%もしめています。

歳出予算案の内容についても四億二千三百万円程度の内、役場や学校、保育所その他施設の維持をしていく必要経費が七千万円程度と、公債費(借入金)の償還)が四千三百万円も必要とされ、その他人件費や各種負担金、補助金、国民保険会計の繰出金等で二億円程度で総経費の七五%も必要とされています。

これ等の必要経費をできるだけ節約して建設事業等にあてました。しかし現在の地方自治体の財政面からして、地方交付税、国県の補助金、起債等の確保に努め、少しでも、住民の負担を軽くし、住民の要望を取り上げて、住み良い町づくりをするように努め、予算案の編成にあたりました。

(詳しい予算説明については、議会のご議決を願いましたら掲載いたします)

議会だより

第一回臨時議会 特別職報酬等議決

昭和四十四年度第一回臨時議会は、さる一月三十一日に召集されました。この議会には、前の議会において付託された議案について各常任委員長より、審議結果の報告がなされ、それぞれ議決されました。その主な審議内容についてお知らせいたします。

◎総務文教委員長報告
一、議第七十二号：亀田町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について。
二、議第七十三号：亀田町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

この議案は、特別職等報酬審議会に諮問しその答申に基づいて議案に提案したもので、付託を受けた、総務文教委員会で二回にかけて審議した結果、議第七十二号については、一月十三日から開かれた一日役場において、町民から多数の要望が出ましたが、これらの要望を満たしていくという結論が出ていない中に議員の報酬を上げることは申しわけないので、今回の引き上げについては、遠慮すべきであるという意見が多数ありましたので、この案件は否決するという報告がありました。

この委員報告に対しては、活発なる質疑、討論がかわされましたが、投票採決の結果、議第七十二号は、議第七十三号は、町三役の給与を改正する案件で、町長、月額九万八千円を十二万五千円に、収入役、月額七万六千円を十万円にそれぞれ改正し、四十三年十二月一日から適用するといふ内容であります。

この改正案について、町

修正案も出されましたが、採決の結果、原案どおり可決されました。

◎厚生水道委員長報告
一、議第六十九号：亀田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。
二、議第七十号：亀田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

この議案は、水道事業が昭和四十三年度から地方公営企業法に基づいて管理運営しておりますので、町長部局から手を離れさせたため、部局に「水道課」を「水道局」に改組し、四月一日より改組するという議案であります。

この議案について厚生水道委員会が審議した結果、管理者の補助機関としての企業職員は独立したものであるとの、「課」より「局」にした方がよいという委員会の一致した意見で原案どおり承認するという報告がなされました。

議案採決の結果、原案どおり可決いたしました。

次に今回提案された議案は一件で次のとおりです。
一、議第一号：昭和四十三年度亀田町一般会計補正予算について。
二、議第二号：昭和四十三年度亀田町一般会計補正予算について。

この補正予算額は三百万四千三百二十円であり、このうち二百九十二万五千円が、お正月早々のドカ雪による除雪費です。

なお今回の補正で予算額が四億三千三百一十一万円となりました。

町有財産の払い下げについて

このたび町有財産のうち旧袋津小学校舎敷地を別図①のように区割し、分譲すること、町営住宅別表示②の建物を含む土地を一般に払い下げますので、ご希望の方は役場総務課で申込書を準備いたしておきまから、三月十日までにお申込み又はご相談下さるようお知らせいたします。

一、別図① 土地の表示
亀田町大字袋津三、七七六の二

売却方法 分譲とする。

(1)希望者は申込書に番号を付して申込みこと。
(2)中央には五米の道路を築造する。
(3)申込者による現場説明は、三月十三日午前九時から行ないますから、午前八時四十分までに現場へ参集のこと。

別図①

312.00 m² (94.38坪) ⑤ 坪当 13,000円
286.08 m² (86.54坪) ② 坪当 14,000円
403.25 m² (121.99坪) ① 坪当 15,000円
295.225 m² (89.31坪) ④ 坪当 13,000円
363.44 m² (109.94坪) ③ 坪当 14,000円

二、別表示② 土地、建物の表示
(1)亀田町城所甲字前向一、一四四の一 位置 城所甲庵寺の前 建物 木造瓦葺平屋建 三四・七七平方メートル (一〇・五〇坪)
(2)亀田町城所甲字前向一、一四六の一 位置 城所甲庵寺の前 建物 木造瓦葺二階建 一階 六四・八四平方メートル (一九・六一坪) 二階 三九・四七平方メートル (一一・九二坪) 計 一〇四・三二平方メートル (三一・五三坪) 五〇五・一四平方メートル (一五二・八一坪)

売却方法
(1)公入札とする。
(2)申込者による現場説明は三月十三日午前九時から行ないますので、午前八時四十分までに参集のこと。
(3)入札は十三日午前十時から町役場において行ないます。

「交通事故」が

あなたをねらっています

交通事故は増加の一方

けがや、死亡された方が一、七一三人、これは昭和四十三年中に起きた県下の交通事故による死傷者の実態です。件数にすると九、二二五件で、うち死亡された方が二九一人。平均しますと一五七人に一人の割合で事故にあつてゐることになります。事故のおそろしきは、今さら申すまでもありませんが、いつ私たちがその被害に襲われるかわかりません。

幸い「新潟県交通災害共済組合」が昨年九月発足し、わずかの掛金で少しでも不幸を救おうというので発足した交通災害共済です。

組合が発足して、半年たらずですが、それでも負傷者が五百人を越し、そのうち二十七人の死亡者が、それぞれ災害見舞金を受けられました。交通事故は、みんなが正しい交通マナーを

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治6カ月以上の傷害を受けた場合	10万円
3等級	全治3カ月以上の傷害を受けた場合	5万円
4等級	全治1カ月以上の傷害を受けた場合	2万円
5等級	全治1週間以上の傷害を受けた場合	5千円

■傷害を受けたときから6カ月以内に傷害の程度が上位の等級に移った場合は、更に見舞金の差額が受けられます。
■無免許又は飲酒運転、その他故意或は重大な過失による場合等で見舞金が支払われないことがありますからご注意ください。

役場チーム優勝

町民卓球大会

さる一月二十六日に行なわれた、町民卓球大会に、役場チームが優勝いたしました。

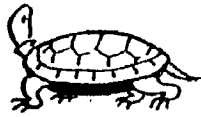
当日は九チームの参加を得まして実施されたもので、亀田町は、かつて県内はおろか全国にも卓球王国として名を挙げたもので、大会も中止されておりました。

今回、卓球連盟の再編成



(団体優勝の役場チーム)

- 個人戦 (男子)
- 一位 阿部 (三ツ又)
 - 二位 飯野 (袋津)
 - 三位 三浦 (袋津)
 - 三位 佐藤 (袋津)
- 個人戦 (女子)
- 一位 佐藤 (佐文)
 - 二位 武田 (佐文)
 - 三位 雨田 (佐文)
 - 三位 小林 (佐文)
- 団体戦
- 一位 役場チーム
 - 二位 佐文チーム
 - 三位 農協チーム



モダンな ショッピングセンター 商店街に誕生

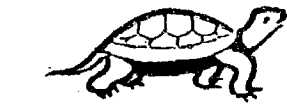
新潟市に近い本町は、このところ完全に新市内のデパート、スーパー、専門店の販売圏内にはいり、商店街はさびれる一方。そのため新潟市の大資本に対抗して発展する方策として、若手小売店主たちが町内の国道四九号線(長谷川商店街)に協業化によるショッピングセンターを建設し、三月一日にオープンしました。

小売店の完全協業をめざして共同ショッピングセンターを建設してきたのは、亀田専門店協同組合の二十、三十代の若手経営者十二人。

組合員の敷地は、昨年十月末以来、鉄骨平屋建て六百四十四平方メートルの建設を進めていた。

工費は約四千五百万円、中小企業振興事業団から一千三百四十六万円、商工中金から千四百四十四万円、中小企業金融公庫から一千万円、それぞれ融資を得、残りは自己資金を当てた。

さらに第二次計画として、四十六、七年をメドに二階を増築するほか、将来は三階建てとし同町商店街近代化の核の役割をはたすものと期待がよせられている。



(オープンした専愛)

お知らせ

「登録」終つて案心
自転車置場の許可証

例年実施致します駅前と東部裏の自転車置場許可証(番号標)の登録更新につきましては、後日チラシ又は同窓板にわたくしお知らせいたしますが、とりあえず四月から昭和四十四年度の計画に基づく登録更新を受けた方以外は、当該置場に自転車は置かれせん

町民バトミントン
大会お知らせ

公民館では、きたる三月十六日(日曜)に、町民バトミントン大会を開催いたしますので、多数の参加を望んでおります。

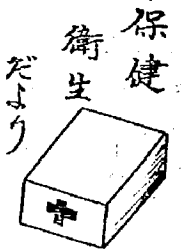
とき 三月十六日
ところ 亀小体育館
一チーム 四名とする
申込み 三月十二日まで
に公民館までお申しこみください。

国民年金保険料の
納入について

国民年金保険料の納入につきまして、関係者の皆さんから格段のご理解と協力を得まして、大変よい成績を挙げてまいりましたことを感謝いたします。

昭和四十三年度の第四期(一、二、三月)の納期が三月末日までとなつていますので、納期内にお忘れなく、第四銀行亀田支店、亀田信用組合、亀田農協、亀田町役場へ納入下さるようお願いいたします。

保健



衛生
だより

- 3日 くる病検査 (公民館)
- 5日 くる病検査 (公民館)
- 18日 三才児検診 (研修所)
- 19日 赤ちゃんコンクール (公民館)
- 20日 赤ちゃんコンクール (公民館)
- 24日 妊婦検診 (公民館)

- 25日 赤ちゃんコンクール (公民館)
- 26日 乳児検診 (公民館)
- 27日 三才児検診 (研修所)
- 28日 三才児検診 (研修所)

一、対象者
赤ちゃんコンテスト
昭和四十三年四月二日から九月三十日迄生れた乳児。

三才児検診
昭和四十年四月二日から九月三十日迄生れた乳児

二、実施期日及び場所
本紙保健衛生だよりに掲載(該当者に別途個人通知する)

三、検診内容
身長、体重、胸囲測定、医師の診察、育児相談及び指導。

おたんじょう
おめでとう



★2月

- 純子(橋本 和栄) 28区
- 英之(渋谷 和之) 12区
- 善昭(小越 松男) 20区
- 和香子(土橋 稔) 48区
- 章浩(芳賀 那治) 43区
- 和品(篠田 義昭) 4区
- 直美(三沢 善次郎) 4区
- さゆり(藤田 健二) 34区
- ゆかり(藤田 健二) 34区
- 直樹(小林 正樹) 1区
- 裕子(村山 文隆) 8区
- 浩一(南場 実) 18区
- 敬男(阿部 力) 31区
- 徹也(諸橋 徹) 11区
- 進一(栗政 敬司) 1区
- 裕美(酒井 定勝) 31区
- 佳奈子(阿部 勝平) 31区
- 清子(亀山 清一) 22区
- 和美(西山 伸一) 36区
- 道子(牛来 敏幸) 36区
- 山理(津島 栄治) 31区

所得税の確定申告と納税
は
三月十五日まで

◇譲渡所得や、贈与税の申告も忘れなく
◇譲渡所得の計算には一般の場合のほか、租税特別

◇青色申告と
振替納税のすすめ
昭和四十四年分からの青

●所得税の申告と納税
個人事業税、住民税の申告は、

●所得税の申告と納税、個人事業税の申告は三月十五日までです。

●所得税の確定申告をした方は、個人事業税、住民税の申告をする必要は、ありませんが、所得税の確定申告の「住民税事業税に関する事項」欄は忘れずに記載してください。

●個人事業税、住民税の申告義務のある方で、所得税の確定申告の必要のない方は、個人事業税、住民税の申告書を提出しなければなりません。

●三月にはいりますと、相談会がこみあいますから、はやめにお出かけください。とくに所得税の

措置法による特例がありますから、昭和四十三年中に土地や、建物を売られた方は、買換えられた方は、税務署資産税係でご相談のうえ、誤りのない申告をお願いします。

●土地、建物、または現金等で四十万円を超える金額の贈与を昭和四十三年中に受けられた場合は、三月十五日までに贈与税の申告を税務署に提出しなければなりません。詳しくは税務署資産税係にご相談ください。

●青色申告と
振替納税のすすめ
昭和四十四年分からの青色申告の申請は三月十五日までです。

●便利な口座振替による納税をおすすめします。これを利用しますと、あなたの納税をする手数や時間がはぶられます。

◇農業所得の確定申告は
所得税の申告住民税の申

色申告の申請は三月十五日までです。

●便利な口座振替による納税をおすすめします。これを利用しますと、あなたの納税をする手数や時間がはぶられます。

◇固定資産課税台帳の縦覧
固定資産課税台帳を縦覧出来る方は土地、家屋、債権資産の所有者とその家族に限られています。

なお固定資産課税台帳の縦覧の制度は固定資産税を納税する方のために、あらかじめその税額を正しく算出するお助けとして、正しい税額を確定する制度です。

- 世帯主 区
- 庄司(岩崎 一郎) 17区
- 学(山田 勇) 19区
- 美雪(白石 富男) 5区
- 芳江(松田 治男) 12区
- 幸子(古泉 信夫) 2区
- 崇通(芳賀 作一) 43区
- 健治(新美 健) 15区
- 正美(坂井 頼雄) 30区
- 良則(江部 政義) 47区
- 良隆(熊倉 忠良) 16区
- 彰(阿部 輝夫) 14区
- 貴志(村山 紀代志) 8区
- 宏枝(八本 秀人) 49区
- 紀代美(岩崎 トシ子) 27区
- 信行(皆川 弘) 14区
- 石沢セツ子(徳太郎) 46区
- 重野 豊松(三三夫) 33区
- 中山 堅蔵(本人) 43区
- 小池 豊吉(本人) 26区
- 高橋 諒治(幸四郎) 8区

今月の納税
国民健康保険税 3月分
3月31日が納期限です
お忘れずにお納めを……

今月のよみ
3月

訂正
二月一日発行のおたんじょう、おめでとうの「板倉利三郎」を「板倉花代」に訂正いたします。

塚本 末吉 貞夫 37区
樋口 キヨ 庄次郎 10区
笠原 ハルミ 平太 41区
田村 キヨシ 芳雄 42区
渡辺 治助 三治 19区
柴橋 ヨシ 良哉 8区